

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則 一
- 福島県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則 二
- 福島県不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則 三
- 福島県公安委員会
- 福島県道路交通規則の一部を改正する規則 四

規 則

福島県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則、福島県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則及び福島県不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第七号

福島県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

福島県宅地建物取引業者名簿等閲覧規則（昭和四十年福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条中「その他」の下に「やむを得ない事情」を、「揭示」の下に「し、及び福島県公式ウェブサイトに掲載」を加える。

別記様式を次のように改める。

様式

宅地建物取引業者名簿等閲覧申込書

年 月 日

閱 覧 者	住 所		
	氏 名		
閲覧しようとする書類の名 称			
免 許 番 号	宅地建物取引業者の氏名又は 名 称	事 務 所 の 所 在 地	

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(建築指導課)

福島県規則第八号

福島県建築計画概要書等閲覧規則の一部を改正する規則

福島県建築計画概要書等閲覧規則(昭和四十七年福島県規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び全体計画概要書」を、「全体計画概要書、指定道路図及び指定道路調書」に改める。

第五条中「その他」の下に「やむを得ない事情」を、「揭示」の下に「し、及び福島県公式ウェブサイトに掲載」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(建築指導課)

福島県規則第九号

福島県不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規則の一部を改正する規則

福島県不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等閲覧規則(平成三十年福島県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第四条中「その他」の下に「やむを得ない事情」を、「揭示」の下に「し、及び福島県公式ウェブサイトに掲載」を加える。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第6条関係)

不動産特定共同事業者名簿等
小規模不動産特定共同事業者登録簿等
閲覧申込書

年 月 日

閱 覧 者	住 所	不動産特定共同事業者・小規模不動産 特定共同事業者の名称	事 務 所 の 所 在 地
	氏 名		
閱 覧 希 望 書 類 の 名 称			
許 可 ・ 登 録 番 号			

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

福島県公安委員会

(建築指導課)

福島県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月11日

福島県公安委員会委員長 江 尻 陽 子

福島県公安委員会規則第2号

福島県道路交通規則の一部を改正する規則

福島県道路交通規則（昭和35年福島県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第1号中「第92条の2第1項の表の備考一の2」を「第95条の6第1項の表の備考一のロ」に、「の更新若しくは法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証の更新」を「又は法第95条の2第1項の免許情報記録個人番号カード（以下「免許情報記録個人番号カード」という。）（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあっては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）の更新（以下「免許証等の更新」という。）若しくは法第101条の2第1項の規定による更新期間前における免許証又は免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあっては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）の更新」に改め、同項第2号中「免許証の更新（以下単に「免許証の更新」という。）」を「免許証等の更新」に改め、同項第3号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改める。

第29条中「免許証」の次に「又は免許情報記録個人番号カード（その者が免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する場合にあっては、免許証及び免許情報記録個人番号カード）」を加える。

第29条の2第1項中「第21条第3項」を「第21条第6項」に、「第30条の9第3項」を「第30条の7第4項」に改める。

第30条の4第1項中「第30条の10第1項」を「第30条の8第1項」に、「運転経歴証明書交付申請書」を「運転経歴証明書交付等申請書」に改め、同条第2項中「第30条の10第2項」を「第30条の8第2項」に、「の交付を申請する場合（）」を「（法第105条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の交付若しくは運転経歴情報（同条第3項に規定するものをいう。以下同じ。）の記録又はその双方を申請する場合（）」に、

「を申請する場合を」を「若しくは運転経歴情報の記録又はその双方を申請する場合を」に改め、同条第3項中「第30条の12第2項」を「第30条の10第2項」に、「運転経歴証明書記載事項変更届」を「運転経歴証明書等記載事項変更届」に改め、同条第4項中「第30条の13第1項」を「第30条の11第1項」に改め、同条第5項中「第30条の13第2項」を「第30条の11第2項」に改め、同条第6項中「第30条の14」を「第30条の12」に、「運転経歴証明書返納届」を「運転経歴証明書等返納・抹消届」に改め、同条に次の2項を加える。

7 施行規則第30条の15第2項の届出書は、様式第19号の10の運転経歴証明書等記載事項変更届とする。

8 施行規則第30条の16第2項の運転経歴情報抹消届は、様式第19号の12の運転経歴証明書等返納・抹消届とする。

第31条中「第107条第3項」を「第106条の3第4項」に改める。

第32条中「第107条第1項」を「第106条の3第1項」に、「届書」を「運転免許証等返納・抹消届」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(免許情報記録の抹消)

第32条の2 法第106条の4第1項の規定による免許情報記録の抹消を受けようとするときは、当該免許情報記録個人番号カードを公安委員会に提示し、様式第20号の運転免許証等返納・抹消届を提出するものとする。

第36条の12の見出し並びに同条第1項及び第2項中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の講習は、公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習に代えることができる。

第39条第1号を次のように改める。

(1) 条例第4条及び第4条の2の規定により納付すべき免許証交付手数料及び特定免許情報記録手数料 様式第41号の免許証等交付（記録）手数料納付書

第39条第9号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に改め、同条に次の1号を加える。

(14) 条例第18条及び第18条の3の規定により納付すべき運転経歴証明書交付手数料及び運転経歴情報記録手数料 様式第19号の9の運転経歴証明書交付等申請書

様式第15号中「運転免許証を交付して」を「運転免許証等を有して」に改める。

様式第18号中「交付」を「交付（記録）」に、「免許証」を「免許証等」に改める。

様式第18号の2中

免許証記載事項	免許証番号
	有効期限
	交付公安委員会

を

免許証等記載事項	免許証等番号
	有効期限
	交付（記録）公安委員会

に改める。

様式第18号の3中

免許証記載事項	免許証番号
	有効期限
	交付公安委員会

を

免許証等記載事項	免許証等番号
	有効期限
	交付（記録）公安委員会

に改める。

様式第19号の9を次のように改める。

様式第19号の9 (第30条の4 関係)

運 転 経 歴 証 明 書 交 付 等 申 請 書						年 月 日									
福島県公安委員会									取消し運転免許		受 理	福島センター	郡山センター	警察署	写 真
									有	無		0001	0002	0003	
フリガナ					性別		生 年 月 日								
氏 名					男 女		年 月 日								
住 所															
連 絡 先		()													
保有区分		運転経歴証明書				運転経歴情報記録									

申 請 取 消 し の 日	
年 月 日	
申請取消しされた運転免許証等番号	
第	号

収 入 証 紙 欄		
福 島 県 収 入 証 紙	福 島 県 収 入 証 紙	福 島 県 収 入 証 紙

確認欄

フリガナ 氏 名												生年 月日		年 月 日		性 別	
本籍・国籍																	
住 所																	
免 許 の 種 類	大型	中型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二	免 許 の 条 件 等	
有効年月日										講習区分					暗証番号		
確 認 者		運転免許課										警察署					

記入上の注意

- 1 太線の枠内を記入してください。
- 2 別に定める場合を除き、福島警察署長、福島北警察署長、郡山警察署長又は郡山北警察署長を経由して申請する方は、写真を添付してください。
- 3 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽(申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入してください。

様式第19号の10中「運転経歴証明書記載事項変更届」を「運転経歴証明書等記載事項変更届」に、「運転経歴証明書の」を「運転経歴情報記録の書換えの場合は全ての箇所、運転経歴証明書記載事項の変更の場合は運転経歴証明書の」に改める。

様式第19号の12中「運転経歴証明書返納届」を「運転経歴証明書等返納・抹消届」に、

交	付
交付公安委員会	
証明書番号	

を

交	(記	録)	付
交付公安委員会					
証明書等番号					

に改める。

様式第20号中

返納する免許証	氏	名
	生	年 月 日
	住	所
	交	付
	有	効 期 限
	交	付 公 安 委 員 会
	免	許 証 番 号
免	許 の 種 類	

を

返納する免許証等	氏	名
	生	年 月 日
	住	所
	交	付 (記 録)
	有	効 期 限
	交	付 (記 録) 公 安 委 員 会
	免	許 証 等 番 号
免	許 の 種 類	

に改める。

様式第37号中「福島・郡山・会津若松・いわき・南相馬」を削る。

様式第40号の2中「免許証番号」を「免許証等番号」に、

交付公安

委員会

を

交	付	(記	録)	会
公安	委員					会

に改め、「以外」の次に「のみ」を加える。

様式第40号の4中「免許証番号」を「免許証等番号」に、

交付公安

委員会

を

交	付	(記	録)	会
公安	委員					会

に改める。

様式第40号の5中「免許証番号」を「免許証等番号」に、

交付公安

委員会

を

交	付	(記	録)	会
公安	委員					会

に改め、「以外」の次に「のみ」を加える。

様式第41号中「免許証交付手数料納付書」を「免許証等交付（記録）手数料納付書」に、「交付を受ける免許」を「交付（記録）を受ける免許」に、「免許証番号」を「免許証等番号」に改める。

様式第46号中「 明治 大正 昭和」を削り、

- 優良運転者講習
- 違反運転者講習

- 一般運転者講習
- 初回更新者講習

を

- 優良運転者講習
- 違反運転者講習
- オンライン講習（優良

- 一般運転者講習
- 初回更新者講習
- オンライン講習（一般）

に改める。

様式第46号の2を次のように改める。

様式第46号の2 (第39条関係)

特定失効者 講習手数料納付書 特定取消処分者 年 月 日 福島県公安委員会								
フリガナ 氏 名	(氏)							
	(名)							
生年月日	年 月 日							
住 所								
電 話 番 号	自 宅 ・ そ の 他	() —						
講 習 区 分 (○で囲む。)	1 優良運転者講習 () 円) 2 一般運転者講習 () 円) 3 違反運転者講習 () 円) 4 初回更新者講習 () 円) 5 オンライン講習 (優良) () 円) 6 オンライン講習 (一般) () 円)							
収 入 証 紙 欄	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">福島県収入証紙</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">福島県収入証紙</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">福島県収入証紙</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">福島県収入証紙</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">福島県収入証紙</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">福島県収入証紙</td> </tr> </table>		福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙
福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙						
福島県収入証紙	福島県収入証紙	福島県収入証紙						
備 考								

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年3月24日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県道路交通規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(運転免許課)